

1) 亀井副議長による「戸田の暴行罪」デッチ上げへの反論と批判

◆私の家に来て不当な削除要求をした上に、私が事情説明しようとするたびに3度も4度も続けて私の言葉をさえぎって自分の言い分だけしゃべり、私の抗議を無視して、ついには6度も続けて、私の発言を妨害する男に対して、「お前いい加減にしろ！」と怒ってつかみかかろうとした事が、「暴行罪」に問われるべき事でしょうか？

断じて違います！事の本質は、亀井副議長による、戸田への異様で執拗な発言妨害行為です！戸田への侮辱行為でもあります。

◆実際には（池嶋議長の制止で）亀井氏のエリ首をつかんだりはしませんでした。亀井氏は「それでも暴行罪に当たる」と言いますが、本件は「加罰的違法性」が全くない事例です。亀井氏の発言妨害こそが問題です。

◆亀井氏は「乱暴な言葉も暴行だ」と言いますが、それは人格を傷つける差別罵倒などを指すのであって、異様に執拗な発言妨害への抗議や怒りの言葉が「暴行罪」になるはずもありません。差別問題の悪用は許せません！

▲この「7/13戸田事務所事件」について消防当局が作った記録には、亀井氏の執拗な発言妨害の部分が全く記載されておらず、偏ったものです。

●「いかなる場合も暴力は許されない」とか、「正副議長が出向いた場合は議事に準ずるから戸田の行為は議会での非行行為だ」などの亀井主張は、全く「為にする言いがかり」に過ぎません。亀井氏の言動こそ問題です！

※「7/13戸田事務所事件」について詳しくは「7/15抗議と説明要求」ビラを見て下さい。

2) 議会への録音機持ち込みや、音声記録のHPアップについての戸田の意見と立場

1：現在の門真市議会と同様に、事務局が録音した音声データが、議会翌日に請求議員に渡される事が保証されるのであれば、私は録音機持ち込みはしない。

.....音声データ渡しが保証されないならば、断固として持ち込んで録音する！

2：現在の門真市議会と同様に、議員として受け取った音声データを自己責任においてHPアップする事は絶対に容認されねばならない。

これへの禁止は断固として反対する！

3：この情報開示の時代に、「議員や傍聴者の録音機・カメラの議場持ち込み禁止の規則」を新たに制定する事には断固反対する。

録音機・カメラについては、「議場持ち込み・使用は原則的に容認」という原則の下での「議長への持ち込み使用申請と許可、マナーと議長指示を守った使用」という方式にすべきである。

この件について、全員の同意が得られないのであれば、「検討課題」として、現状のままで進むべき。